

学 則

学校法人 中央技術学園

(専)中央自動車大学校

工業専門課程

工業高等課程

学校法人 中央技術学園
(専)中央自動車大学校

第1章 総則

(目的)

第1条(共) 本校は、学校教育法の定めるところに従い、自動車の整備に関する高度な専門教育を行い、わが国の産業経済の発展と人類の福祉に貢献し得る人材を育成することを目的とする。

(名称)

第2条(共) 本校は、(専)中央自動車大学校という。

(位置)

第3条(共) 本校は、千葉県白井市根字大山口1920番7 に置く。

第2章 課程、学科、修業年限及び定員等

(課程、学科、修業年限及び定員等)

第4条(共) 本校の課程、学科、修業年限及び定員は次のとおりとする。

全日制課程

課程名	学科名	修業年限	入学定員	総定員
工業専門課程	一級自動車整備科	4年	25名	100名
工業専門課程	二級自動車整備科	2年	50名	100名
工業専門課程	オートボディ研究科	1年	25名	25名
工業高等課程	自動車整備科	3年	40名	120名

但し、オートボディ研究科の入学は、第8条3項の規定による。

一級自動車整備科、二級自動車整備科の転科については、第9条の規程による。

一級自動車整備科3年次への編入は、第10条の規程による。

第3章 学年、学期及び休日

(学年)

第5条(共) 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

第6条(共) 学期を分けて、次のとおりとする。

前 期	4月1日から	9月30日まで
後 期	10月1日から	3月31日まで

(休日)

第7条(共) 本校の休日を次のとおりとする。

1. 国民の祝日に関する法律に規定する日
2. 土曜日及び日曜日
3. 本校創立記念日 5月2日
4. 春季休業日 4月 1日から4月 5日まで
5. 夏季休業日 8月 1日から8月31日まで
6. 冬季休業日 12月24日から1月 6日まで
7. 学年末休業日 3月24日から3月31日まで
8. 教育上必要がある場合前項の規定に拘らず教育を行う事ができる。

第4章 入学、転科、転入、編入、休学、退学

(入学資格)

第8条 本校に、入学できる者は次のとおりとする。

(工業専門課程)

1. 高等学校又はこれと同等以上の学校を卒業した者
2. 文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者
 - (1) 通常の課程による12年の学校教育を終了したもの(通常の課程以外 課程によりこれに相当する学校教育を終了した者を含む)
 - (2) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者
 - (3) 文部科学大臣の指定した者
 - (4) 大学入学資格検定規程により文部科学大臣の行う大学入学資格検定試験に合格した者
 - (5) 修業年限が3年以上の専修学校の高等課程で文部科学大臣が認定した課程を修了した者
 - (6) その他本校において、高等学校を卒業した者と同等以上の学力がある
と認めた者
3. オートボディ研究科については第8条1項に該当する者のほか2項(1)から(6)の条件のうち1つを満たし、且つ第一種養成施設並びに認定大学に於いて二級課程を修了した者とする。

(工業高等課程)

1. 中学卒業、又は、これと同等以上の学力があると認められた者

(転科)

第9条(専) 一級自動車整備科と二級自動車整備科の転科は、校長の許可によりこれを認める。

(編入)

第10条(専) ガソリン、ジーゼルの両二級自動車整備士資格取得者の、一級自動車整備科3年次への編入は校長の許可によりこれを認める。

(入学許可)

第11条(共) 入学しようとする者は、所定の願書を提出し、校長の許可を受けなければならない。

(休学、退学)

第12条(共) 休学、退学しようとする者は、その事由を付して校長に届け出なければならない。

(転、編入)

第13条(高) 高等課程への転、編入は校長の許可によりこれを認める。

第 5 章 教育課程及び終始時刻

(授業科目及び授業時数)

第 1 4 条 本校の授業科目及び授業時数を次のとおりとする。

工業専門課程一級自動車整備科（修業年限 4 年）

科目		学年	1 年	2 年	3 年	4 年	計	
専 門 科 目	学 科	自 動 車 工 学	200h	240h	120h		560h	自動車の構造・性能、自動車力学・数学、電気・電子理論、燃料・潤滑剤、図面
		自 動 車 整 備	120h	120h	232h		472h	エンジン、シャシ、電装、故障原因探究、総合診断、環境保全、安全管理
		整備機器の構造 取 扱 い	40h		20h		60h	整備作業機器、測定機器、検査機器
		自 動 車 検 査	20h	20h	12h		52h	
		自動車関係法規	20h	20h	16h		56h	
	指 定 学 科 合 計		400h	400h	400h		1200h	
	実 習	工 作 作 業	68h		16h		84h	手仕上げ工作、機械工作
		測 定 作 業	52h		16h		68h	基本測定、応用測定
		自動車整備作業	680h	720h	736h		2136h	エンジン、シャシ、電装の点検・分解・組立・調整・検査、故障原因探究
		自動車検査作業		80h	32h		112h	
		実 務 実 習				280h	280h	自動車の点検整備、故障原因探究、総合診断
	実 務 実 習	評 価 実 習				920h	920h	自動車の点検整備、故障原因探究、総合診断
		指 定 実 習 合 計	800h	800h	800h	1200h	3600h	
	指 定 学 科 実 習 合 計		1200h	1200h	1200h	1200h	4800h	
	課 外		200h	200h	200h	200h	800h	
	総 計		1400h	1400h	1400h	1400h	5600h	

工業専門課程二級自動車整備科（修業年限 2 年）

学年			1 年	2 年	計	
科目						
専 門 科 目	学 科	自 動 車 工 学	200h	240h	440h	自動車の構造・性能、自動車力学・数学、電気・電子理論、燃料・潤滑剤、図面
		自 動 車 整 備	120h	120h	240h	エンジン、シャシ、電装、故障原因探究
		整備機器の構造 取 扱 い	40h		40h	整備作業機器、測定機器、検査機器
		自 動 車 検 査	20h	20h	40h	
		自動車関係法規	20h	20h	40h	
	指 定 学 科 合 計		400h	400h	800h	
	実 習	工 作 作 業	68h		68h	手仕上げ工作、機械工作
		測 定 作 業	52h		52h	基本計測
		自動車整備作業	680h	720h	1400h	エンジン、シャシ、電装の点検・分解・組立・調整・検査、故障原因探究
		自動車検査作業		80h	80h	
	指 定 実 習 合 計		800h	800h	1600h	
	指 定 学 科 実 習 合 計		1200h	1200h	2400h	
課 外		200h	200h	400h		
総 計		1400h	1400h	2800h		

工業専門課程オートボディ研究科（修業年限 1 年）

学年			1 年	計	
科目					
専 門 科 目	学 科	車 体 の 構 造 車 体 の 構 造	40h	40h	車体構造、機能、車体材料、強度、力学
		車 体 の 整 備 法 車 体 の 整 備 法	280h	280h	車体整備、板金、塗装、損傷診断
	指 定 学 科 合 計		320h	320h	
	実 習	車 体 の 整 備 車 体 の 整 備	880h	880h	板金、塗装、各作業
		指 定 実 習 合 計		880h	880h
	指 定 学 科 実 習 合 計			1200h	1200h
課 外			200h	200h	
総 計			1400h	1400h	

工業高等課程 自動車整備科（修業年限 1 年）

学年		1 年	2 年	3 年	計	内 容
専 門 科 目	自動車工学	70h	70h	70h	210h	自動車の構造等
	自動車整備	70h	70h	70h	210h	エンジン、シャシ、電装等
	実 習	490h	490h	490h	1470h	分解、組付、点検、調整等
	専門科目合計	630h	630h	630h	1890h	
普 通 科 目	国 語	35h	35h	35h	105h	現代の国語、言語文化
	公 民	35h			35h	公共
	地 歴		35h	35h	70h	地理総合、歴史総合
	数 学	35h	35h	35h	105h	数学 I、数学 A
	理 科	35h	35h	35h	105h	科学と人間生活、生物基礎、化学基礎
普通科目合計		140h	140h	140h	420h	
教 養 科 目	保 体	105h	105h	105h	315h	体育、保健
教養科目合計		105h	105h	105h	315h	
課 外		105h	105h	105h	315h	行事等
総 計		980h	980h	980h	2940h	

令和7年度以降入学生の授業科目及び授業時数を次の通りとする。

工業専門課程二級自動車整備科及び一級自動車整備科（1・2年次）

学年			1 年	2 年	計	
科目						
専 門 科 目	学 科	自 動 車 工 学	220h	220h	440h	自動車の構造・性能、自動車力学・数学、電気・電子理論、燃料・潤滑剤、図面
		自 動 車 整 備	120h	120h	240h	エンジン、シャシ、電装、故障原因探究
		自 動 車 検 査	20h	20h	40h	
		自動車関係法規	20h	20h	40h	
	指 定 学 科 合 計		380h	380h	760h	
	実 習	自動車整備作業	680h	680h	1360h	エンジン、モーター、シャシ、電装の点検・分解・組立・調整・検査、故障原因探究
		自動車検査作業	80h	80h	160h	
		指 定 実 習 合 計	760h	760h	1520h	
	指 定 学 科 実 習 合 計		1140h	1140h	2280h	
	課 外		200h	200h	400h	
総 計		1340h	1340h	2680h		

（授業及び終始時刻）

第15条 本校の授業終始時刻及び授業時間を次のとおりとする。

工業専門課程 午前9時から午後4時10分
1hは45分とする。

工業高等課程 午前10時から午後4時
1hは50分とする。

但し、授業時間は、校長が必要であると認めた時は、これを変更することがある。

第6章 課程修了の認定、卒業

(課程修了の認定)

第16条(共) 課程修了の認定は、試験の成績及び卒業資格認定及び修了認定のための課題作業、並びに出席の状況などにより行う。

(卒業)

第17条(共) 卒業の認定を受けた者に卒業証書を与える。

(専門士及び高度専門士)

第18条(専) 前二条の規定により工業専門課程 二級自動車整備科（修業年限2年）を修了した者には、専門士（工業専門課程）の称号を授与する。
また、工業専門課程 一級自動車整備科（修業年限4年）を修了した者には、高度専門士（工業専門課程）の称号を授与する。

第7章 教職員

(教職員)

第19条(共) 本校に次の教職員を置く。

- | | |
|--------|-------|
| 1. 校長 | 1名 |
| 2. 教員 | 16名以上 |
| 3. 職員 | 4名以上 |
| 4. 事務員 | 3名以上 |

第8章 学費及び授業料等

(学費及び入学検定料)

第20条(共) 本校の学費及び入学受験料等は次のとおりとする。

	一級自動車整備科	二級自動車整備科	オートボディ研究科	(高)自動車整備科
入学金	300,000 円	300,000 円	300,000 円	250,000 円
授業料	490,000 円	490,000 円	490,000 円	480,000 円
実習費	1・2 年次	290,000 円	310,000 円	
	3・4 年次			
施設費	1・2 年次	200,000 円	250,000 円	120,000 円
	3・4 年次			
検定料	20,000 円	20,000 円	20,000 円	20,000 円
授業料、実習費、施設費については年額				

第21条(共) 入学金は、入学の際に納入しなければならない。又、授業料、実習費、施設費等は、出席の有無にかかわらず所定の期日までに納入しなければならない。

(学費及び入学検定料の免除)

第22条(共) 学生が休学したときは前条の規定にかかわらず、学費を免除することがある。
その他、別途学費等減免規程により、学費及び入学検定料を減免する場合がある。

(授業料の返還)

第23条(共) 既に納入した学費及び入学検定料等は原則として返還しない。

第9章 賞罰

(褒賞)

- 第24条(共) 学生がその成績、性行とも優秀で、他の模範となるときは、褒賞することがある。

(懲戒)

- 第25条(共) 1. 学生がこの学則、その他本校の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為があったときは懲戒処分を行う。
2. 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。
3. 前項の退学は、次の各号の1つに該当する学生に対してのみ行うものとする。

- (1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で、成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて、出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

- 注. (共) 専門課程・高等課程
(専) 専門課程のみ
(高) 高等課程のみ

附 則

1. この学則は、昭和63年4月1日から施行する。
2. この学則施行に際し、必要な事項は校長が別に定める。

附 則

1. この学則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成7年1月23日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成11年1月25日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成16年2月17日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成17年3月19日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成18年6月15日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成19年2月22日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成22年3月30日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成25年4月9日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、令和7年4月1日から施行する。